

**令和7年度福島県ヤングケアラー広報啓発業務委託
仕様書（案）**

1 委託業務名

令和7年度福島県ヤングケアラー広報啓発業務

2 業務の目的

令和7年度福島県親子のための相談LINE業務にて実施しているSNS相談窓口において情報発信を行い、ヤングケアラーをはじめとする困難を抱えるこどもやその保護者等（以下「対象者」という。）が、支援に関する情報や相談窓口にアクセスしやすい体制を構築する。

3 委託期間等

(1) 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(2) 配信実施日

毎月5日及び20日（該当日が休日の場合は、直前の相談受付日に配信を行うこととする。該当日が3連休以上の休日中に該当した場合には、翌相談受付日に配信を行うこととする。）

4 委託業務の内容

(1) 対象者へ周知する内容を決定し、配信用のデータを作成する。作成にあたって以下に留意すること。

ア 配信内容は、ヤングケアラーのほか、社会的養護など児童の福祉及び子育てに関連するもので、直接的又は間接的に児童の福祉の増進を図るものとすること。（例：①相談先や支援方法②ヤングケアラー当事者や経験者の体験談、アドバイス、こどもができるお弁当の作り方や掃除のアイデアの紹介、こどもに関係する季節の行事についての情報発信等）。

イ 作成に必要な情報収集及び取材等についても、業務に含まれること。

ウ 配信用のデータ作成にあたっては、わかりやすさ、見やすさ、親しみやすさを念頭に置いてデザインすること。また、リッチメッセージ配信、カード配信による選択肢ごとの記事の作成など、機能を柔軟に活用し、幅広く対象者の関心を寄せられるよう創意工夫すること。

エ 企画、制作された作品の著作権の帰属は福島県とすること。なお、受託者が本事

業における業務を遂行するために当該作品を利用する場合、委託者の承諾は不要とする。また、受託者のその他の利用については、委託者が承諾したときに限り、利用することができる。

- (2) 作成した配信データについて、次のとおり確認及び修正を行うこと。
 - ア 受注者は、配信の案について、電子メールにて配信日の3週間前までに提出する。
 - イ 発注者は受注者に対して、配信日の2週間前までに修正意見を提出する。なお、修正を要する箇所がない場合にもその旨連絡する。
 - ウ 受注者は、配信の1週間前までに全ての修正を完了したデータを提出し、発注者の了解後に相談業務受託業者へデータ提出する。
なお、初回配信にかかる配信データについては、この規定によらず契約後の協議において隨時調整を行うこととする。
- (3) 配信については、令和7年度福島県親子のための相談LINE業務で実施するため、当該事業と適切に連携し、円滑な情報発信に努めること。
- (4) 配信当日に、配信の完了を確認すること。
- (5) 配信内容の質の維持・向上に努め、常に最新のヤングケアラーをはじめとする児童の福祉に関する情報を収集すること。
- (6) 本業務を実施する上で従事者の資質、態度等が不適切と認められる場合は、発注者は受注者に従事者の交代を要求することができるものとし、受注者は速やかに適正な従事者と交代させるものとする。
- (7) 配信データ作成にかかる情報の保護について必要な措置を執り、情報管理に十分配慮すること。なお、委託契約終了後においても同様とする。
- (8) 企画内容や表現等については、発注者の意見を可能な限り反映したものとなるよう努めること。

8 報告、検査等について

本業務の執行の適正に期するため必要があるときは、発注者は、受注者からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、受注者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

9 委託業務の一括再委託の禁止

受注者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、本業務を効率的に行う上で必要と認めるときは、発注者と協議の上、その一部を委託することが出来る。

10 その他

- (1) 本仕様書に明示のない事項又は本業務の遂行上の疑義が発生した場合は、発注者と受注者が協議して決めるものとする。
- (2) 受注者は、発注者から業務に係る打合せ等を求められた場合には隨時対応し、適切な業務実施のために協力すること。
- (3) 受注者は、本業務の終了後の契約更新が見込まれない場合は、新たな受注者が本業務に支障をきたすことのないよう必ず事前に引継書を作成し、発注者の承諾を得なければならない。また、引継ぎ終了後は、所有している一切のデータ及び紙媒体の資料を破棄し、その旨を発注者に書面で報告しなければならない。